

平成30年度 福祉開発振興援助事業 追加募集のご案内



社会福祉法人 黎明会

社会福祉に関する先駆的な研究・実践活動等を行う団体に援助を行っております！

援助額
上限 **50** 万円
(1件あたり)

社会福祉法人黎明会

福祉開発振興援助事業

★平成30年8月1日から平成30年度 福祉開発振興援助事業の追加援助の公募をスタートします！！

～ 募集要項概略 ～

● 援助事業の内容

● 援助の対象

● 応募要項

● 援助額

社会福祉に関する先駆的な研究・実践活動等に援助する。社会福祉に関する民間事業で、公的補助や民間機関からの援助を受けていないこと。

①国内の社会福祉法人、NPO法人、ボランティア団体、一般財団法人等の公益活動を行っていること。

②継続的な活動実績があること。

③団体の設立目的や活動が政治的、宗教的、思想的に偏っていないこと。

1件あたり上限50万円とする。

募集要項の詳細はホームページに掲載する予定です。

お問い合わせは
こちらへ

社会福祉法人黎明会 福祉開発振興援助事業申請係

TEL 042-346-6611

ホームページ <http://www.reimeikai.or.jp/>

社会福祉法人黎明会では、以下の内容で福祉開発の振興に関わる援助を行います。

1. 援助事業の内容

社会福祉に関する先駆的・開拓的な研究・企画・調査・実践活動等を行う団体又は個人に対して援助を行う。

2. 援助の対象

当法人が行う援助の対象は社会福祉に関する民間の事業で、原則として公的補助又は他の民間機関からの助成と重複しないことを条件とする。

3. 援助額・援助件数

総額750万円。

(1件当たりの援助額の上限は50万円で、15件程度への援助を予定。)

4. 応募要件

援助事業を受けようとする団体又は個人(以下「申請者」という。)は、原則として国内に存在する社会福祉法人、NPO法人(特定非営利活動法人)、ボランティア団体、一般(社団/財団)法人等、公益活動を行っており、社会的信用を有し、かつ以下の要件を満たしている者とする。

(1) 継続的な活動実績があること。

(2) 申請者の団体の設立目的や活動が政治的、宗教的、思想的に著しく偏っていないこと。

(3) 海外に所在する者から援助申請があった場合は、理事長の承認を経て申請者となることができる。

5. 公募期間

平成30年8月1日～平成30年9月30日(消印有効)とする。

6. 応募方法

公募期間内に申請者から当法人宛に申請書・添付資料を郵送すること。

なお、申請書最下欄の「社会福祉協議会のコメント」欄は当該事業所所在地の市区町村の社会福祉協議会等によるコメントが記入されていることが望ましい。

7. 援助の選考及び決定

当法人の選考委員会にて選考の上、理事会の承認を受けて理事長が決定する。

できるだけ多くの事業へ援助を行うため、援助額が希望金額を下回ることがある。

決定は平成30年11月、援助は平成30年12月の予定。

8. 事業実施期間

平成30年12月1日～平成31年3月31日

9. 援助事業の報告

実施事業の完了後2カ月以内に事業完了報告書及び収支報告書等を送付いただくこと。

(援助申請書送付先)

〒187-0032 東京都小平市小川町1-485

社会福祉法人 黎明会 法人本部総務局

福祉開発振興援助事業申請係(担当:松本・前田・寺田)まで

(TEL) 042-346-6611 (FAX) 042-345-5975